

令和8年6月22日開会
令和8年6月22日閉会

第809回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 0 9 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 0 9 回湯川村農業委員会定例総会を令和 8 年 6 月 2 2 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（7 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
4 番	兼 子 房 男	5 番	山 口 栄 子
6 番	真 壁 澄 男	7 番	中 島 仁
8 番	高 木 伸 也	9 番	鈴 木 明 美
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（0 人）

3 番 山 田 誠一郎

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

議案第 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 1 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。先日 6 月 1 日～2 日、全国の会長会で東京の方に行かせていただきました。その際に、福島県選出国會議員の方々に要請という形で、半日ぐらい時間いただいて、様々な要望を行ってきました。要望事項は冊子にまとめてあり、事務局の方に報告はしておきました。要望活動の中で、他の会長さんが「“今年は米をつくるな”と大臣の方から連絡があって、そんなことしたらこれから遊休農地がどんどん出てくるのではないか」というような話をされていました。我々は一生懸命作って遊休農地を出さないようにやるので、国會議員の方々には販路拡大や粉にして加工に使うなど、試行錯誤しながら対応してほしいと陳情はしてみましたけども、了解いただける先生方はそんなにはいらっしゃらなかったっていうような状況です。今年は米の価格が下がるだろうという話もしておりましたので、去年のような形まではいかないと思いますが、もう植え付けが終わりました。今年も精一杯、良い米を作っていただければと思います。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、3番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については欠席の報告を受けておりません。農業委員8名中7名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第809回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

2番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に5番委員と6番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第15号を朗読。

3ページをお開きください。

申請人は■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■の一部です。登記・現況地目ともに■■■■です。面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡が申請面積となっております。

現在、申請人はカー用品の販売、修理、車検代行等の車に関する事業を行っていますが、駐車場もなくお客様から預かった車を少し離れた自宅で保管しています。部品や廃タイヤ等も倉庫に入りきらない分は自宅で保管しており、営業効率が悪いため、転用して駐車場及び資材置き場を確保したいという計画です。工事の実施予定はなく、利用期間は許可の日から永年であります。

申請地の場所につきましては4ページに位置図、5ページに公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。

6ページの土地利用計画図、7ページの従前の建物配置図により詳細を説明。滅失部分も含めて小屋の部分については、父親の代に農業用施設用地として建てた経過があり、申請面積からは除外されております。200㎡以内の農業用施設において、転用申請が不要であることは農地法施行規則第29条第1項に規定されています。

取水及び排水の計画はなく、トイレは簡易設置型を使用しており、定期的に汲み取り処理を実施しています。雨水については地下浸透にて対処するため、農業用排水施設に支障を及ぼす恐れがないと考えます。公図上では申請地の南側に水路がありますが、現地調査で存在しないことを確認しております。申請地は北側及び西側が農地に隣接しております。元々あった小屋は日照の妨げになっておらず、今後も建物の建築や工作物の設置予定がないため、付近に及ぼす影響はないと認められます。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、第1種農地であり、原則として許可できない農地に該当しておりますが、例外事業の集落接続事業に該当しており基準に合致しております。面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であり、基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、工事の実施がないため、資金計画はなしということで確認をしております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないという旨、確認済みです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われま。

説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。6番委員をお願いします。

6番委員 別紙農地法第4条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 特になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

9番委員 議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地転用許可基準に合致しているので承認したいと思います。

議 長 これより、議案第15号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議 長 日程第４、議案第１６号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ８ページにより、議案第１６号を朗読。

農業委員会等に関する法律第７条の規定により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成が義務化され、農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行うこととなっております。今回は数値目標の部分を現状に合わせて改正したものです。

９ページから１３ページにつきましては、改訂版の全文を載せてございます。１４ページから１５ページに新旧対照表を載せておりますので、そちらで説明をいたします。赤で記載されているのが今回改正する部分であります。変更内容について読み上げて説明した。なお、変更した数値につきましては、令和８年度の最適化活動の目標として、現在全国農業会議所のホームページで公表しているものと一致しております。

議 長 これより議案第１６号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正についてに対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

議 長 特になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議 長 質疑を打ち切ります。

議 長 これより議案第１６号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第１６号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正についてを採決いたします。

議 長 議案第１６号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第８０９回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

６．本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第１５号 原案のとおり承認

議案第１６号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和8年6月22日午前9時25分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年7月16日

湯川村農業委員会

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員